

大隅肝属広域事務組合公の施設に係る指定管理者の指定の申請等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、大隅肝属広域事務組合公の施設に係る指定管理者の指定の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法等)

第2条 指定管理者の公募は、組合ホームページへの掲載その他管理者が適当と認める方法により行うものとする。

2 前項の公募に当たっては、管理者は次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 公の施設の名称、所在地及び概要
 - (2) 指定管理者に行わせる管理等の基準
 - (3) 指定管理者に行わせる業務の範囲
 - (4) 指定管理者に管理等を行わせる予定期間
 - (5) 利用料金に関する事項
 - (6) 指定管理料に関する事項
 - (7) 応募資格に関する事項
 - (8) 申請書類に関する事項
 - (9) 申請書の提出に関する事項
 - (10) 説明会等の開催に関する事項
 - (11) 審査及び選定方法
 - (12) 指定後の手続
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項
- (指定の申請書等)

第3条 指定管理者の指定の申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者指定申請書(別記第1号様式)
 - (2) 施設の管理等に係る事業計画書(別記第2号様式)
 - (3) 施設の管理等に係る収支予算書(別記第3号様式)
 - (4) 当該団体の定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
 - (5) 当該団体の経営状況を説明する書類
 - (6) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める書類
- (添付書類の特例)

第4条 申請者において前条第2号及び第3号の要件を満たす事業計画書及び収支予算書を作成した場合は、これをもって別記第2号様式及び第3号様式に代えることができる。

(選定委員会の設置)

第5条 指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置するものとする。ただし、公募によらない場合は、この限りでない。

2 選定委員会の設置に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(選定結果の通知)

第6条 指定管理者の候補者の選定結果の通知は、指定管理者候補者選定通知書(別記第4号様式)又は指定管理者候補者不選定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(指定の通知)

第7条 指定管理者の指定の通知は、指定管理者指定書(別記第6号様式)により行うものとする。

(協定の締結)

第8条 管理者は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者と当該施設の管理等に関する協定を締結するものとする。

(変更事項の届出)

第9条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は事業所の所在地に変更があったときは、速やかに指定管理者変更事項届出書(別記第7号様式)により管理者に届け出なければならない。

(指定の取消等の通知)

第10条 管理者は、指定管理者の指定の取消等の処分をしたときは、指定管理者指定取消通知書(別記第8号様式)又は指定管理者管理等業務停止命令書(別記第9号様式)により通知するものとする。

(指定管理者の指定等の公表)

第11条 管理者は、第7条に規定する指定管理者の指定及び第9条に規定する変更並びに第10条に規定する指定管理者の指定の取消等があった場合は、組合ホームページへの掲載その他管理者が適当と認める方法により公表するものとする。

(雑則)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

大隅肝属広域事務組合管理者 様

申請者 所在地
 団体名
代表者氏名

印

指定管理者指定申請書

（公の施設名）の指定管理者として指定を受けたいので、大隅肝属広域事務組合
条例第 条の規定により下記の書類を添付して申請します。

記

- 1 施設の管理等に係る事業計画書
- 2 施設の管理等に係る収支予算書
- 3 当該団体の定款又は寄附行為
（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- 4 当該団体の経営状況を説明する書類
- 5 その他管理者が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

事業計画書（ 年度）

1	対象施設名			
2	申請団体名			
3	代表者名	設立年月日	年 月 日	
4	団体所在地			
5	電話番号	FAX番号		
6	現在管理運営している類似施設	施設名	所在地	主な業務
7 施設 管 理	(1) 施設の管理方針			
	(2) 職員配置（組織図を含む。）及び勤務体制			
	(3) 職員の研修計画			
	(4) 安全面に関する方策			
	(5) 防犯、防災の対応			
	(6) 緊急時の対応			
	(7) その他			
8 施設 運 営	(1) 年間の事業実施計画			
	(2) 住民サービス向上のための方策			
	(3) 住民の平等な利用の確保策			
	(4) 利用者等の要望の把握及び実現策			
	(5) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法			
	(6) 個人情報の保護の措置			
	(7) 一部業務の再委託を行う場合は、その方針			
	(8) 指定管理業務の実施に伴う準備業務に係る実施計画			
	(9) その他（地域との連携、他施設との連携等）			
9	その他（特記すべき事項があれば記載する。）			

第4号様式（第6条関係）

その1（公募用）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

大隅肝属広域事務組合
管理者 印

指定管理者候補者選定通知書

年 月 日付けであった（公の施設名）の指定管理者の指定申請については、大隅肝属広域事務組合指定管理者候補者選定委員会で審議した結果を踏まえ、下記のとおり貴団体を指定管理者候補者として選定したので通知します。

記

- 1 公の施設の名称

- 2 申請団体数

- 3 指定管理者候補者選定委員会における採点結果
貴団体の総合点数 点（合計 点中）

注1 本通知は、指定管理者候補者として決定したことを通知するものであり、指定処分を行うものではありません。指定に当たっては、議会の議決を経て決定となります。

2 この公の施設の選定結果については、組合のホームページで公開する予定です。

担当：大隅肝属広域事務組合環境衛生課（電話番号 0994-63-0168）

第4号様式（第6条関係）

その2（非公募用）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

大隅肝属広域事務組合
管理者 印

指定管理者候補者選定通知書

年 月 日付けであった（公の施設名）の指定管理者の指定申請については、審査の結果、下記のとおり貴団体を指定管理者候補者として選定したので通知します。

記

1 公の施設の名称

- 注1 本通知は、指定管理者候補者として決定したことを通知するものであり、指定処分を行うものではありません。指定に当たっては、議会の議決を経て決定となります。
- 2 この公の施設の選定結果については、組合のホームページで公開する予定です。

担当：大隅肝属広域事務組合環境衛生課（電話番号 0994-63-0168）

（申請者） 様

大隅肝属広域事務組合
管理者 印

指定管理者候補者不選定通知書

年 月 日付けであった（公の施設名）の指定管理者の指定申請については、大隅肝属広域事務組合指定管理者候補者選定委員会で審議した結果を踏まえ、下記のとおり選定し、貴団体は、不選定となりましたので通知します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 申請団体数
- 3 指定管理者候補者
- 4 指定管理者選定委員会における採点結果

貴団体の総合点数	点（合計	点中）
指定管理者候補者の総合点数	点（合計	点中）

- 注1 この公の施設の選定結果については、組合のホームページで公開する予定です。
- 2 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、60日以内に大隅肝属広域事務組合管理者に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、6ヶ月以内に大隅肝属広域事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません。

担当：大隅肝属広域事務組合環境衛生課（電話番号 0994-63-0168）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

大隅肝属広域事務組合
管理者 印

指定管理者指定書

年 月 日付けであった（公の施設名）の指定管理者の指定申請については、大隅肝属広域事務組合 条例第 条の規定により下記のとおり指定します。

記

1 対象施設

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 条 件

- (1) 地方自治法及び大隅肝属広域事務組合 条例その他関係法令を遵守すること。
- (2) 指定に係る申請の際に提出された事業計画書及び収支予算書に基づいた管理等を行うこと。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことがあること。
 - ア 施設の管理等を継続して実施することができないと認められるとき。
 - イ 関係法令、条例、規則又は協定の条項に違反したとき。
- (4) 本組合が、本件施設の供用を休止し、又は廃止するときは、本件指定の期間内であっても、本件指定を取り消すことがあること。

4 その他

管理等の細目的事項等については、別途締結する協定により定めるものとする。

年 月 日

大隅肝属広域事務組合管理者 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

印

指定管理者変更事項届出書

次のとおり

団体の名称
代表者の氏名
事業所の所在地

 を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

管理する公の施設の名称	
変更の内容	
変更年月日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

大隅肝属広域事務組合
管理者 印

指定管理者指定取消通知書

下記のとおり、（公の施設名）の指定管理者の指定を取り消したので通知します。

記

- 1 指定の取消しに係る公の施設の名称
- 2 指定の取消年月日
年 月 日
- 3 指定を取り消した理由

注 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、60日以内に大隅肝属広域事務組合管理者に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、6ヶ月以内に大隅肝属広域事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません。

第 号
年 月 日

様

大隅肝属広域事務組合
管理者 印

指定管理者管理等業務停止命令書

下記のとおり、（公の施設名）の指定管理者の管理等の業務の

全部
一部

 の停止を命令します。

記

- 1 管理等の業務の停止を命ずる公の施設の名称
- 2 停止を命ずる管理等の業務（一部の停止を命ずるときに限る。）
- 3 停止期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 停止を命ずる理由

注 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、60日以内に大隅肝属広域事務組合管理者に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、6ヶ月以内に大隅肝属広域事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません。